

2020年9月17日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

衆議院議員 山本 拓

福島第一原子力発電所に関する公開質問の送付について

平素より大変お世話になっております。

別紙のとおり、福島第一原子力発電所に関する公開質問をいたしますので、
迅速かつ分かりやすく文書でご回答ください。

よろしくお願い申し上げます。

以上

<送付担当者>

衆議院議員山本拓事務所

小島 英治 (こじま えいじ)

〒100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館 713 号室

TEL : 03-3508-7282

FAX : 03-3507-8727

E メール : h06859@shugiin.go.jp

- 福島第一原子力発電所構内のALPS処理水保管状況は、令和2年3月19日現在、タンク979基(約119万 m^3)となっています。タンクは2020年末までに約137万 m^3 まで増設する計画とのことですが、2022年夏頃までにタンクは満杯となる見込みです。
- そのタイミングで、処理水の海洋放出の判断を政府に迫るのが東京電力の意向であるとの話も伝わってきておりますが、海洋放出に対しては、過去5回行われた「御意見を伺う場」(事務局：経済産業省)において多くの反対意見が出されていると承知しています。
- 処理水を海洋放出する場合、原子力規制庁の説明によると、ALPSで除去することができないトリチウムの濃度を、サブドレン等を排水する際のトリチウム濃度の運用基準(1リットル当たり1500ベクレル)まで希釈すると、タンクに保管されている約119万 m^3 の処理水をおよそ500倍の約5億9200万トン(約5億9200万 m^3)の水で希釈する必要があります、その量は莫大なものとなります。
- 現在増設中のものも含め、2020年末までにタンクが約137万 m^3 となった場合、処理水も約18万 m^3 分増えることとなり、海洋放出する量も更に増加することとなります。
- なお、仮に政府の判断を踏まえて東京電力が海洋放出することとなった場合、その海洋放出の計画は原子力規制委員会に提出することとなります。世界のメディアに大きく報道されることとなります。
- 滞留水には、原子力発電所の通常の稼働時の排水には含まれていない56核種(事故由来の核種)が含まれており、また、タンク内の処理水にもそのうちの一部や他の核種が含まれていることから、放出に当たっては処理水を再び浄化することとはしているものの、海洋放出は更なる風評被害の拡大を招くこととなります。
- タンク内の処理水の海洋放出を行わないためには、これ以上新規の処理水を増やさないと必要です。そのために、燃料デブリ等の冷却について流入水など外部からの水が加わることのない、タンク内の処理水のみによる循環システムを導入すべく今すぐにでも取り掛かるべきです。
- 汚染水は、原子炉建屋内の燃料デブリや滞留水に建屋への流入水が触れる

ことが原因で新規に発生しています。そのため、汚染水の新規発生の防止するためには、建屋への地下水及び雨水の流入を遮断することが必要です。

- 現在運用されている凍土壁（陸側遮水壁）は、上流からの地下水を防ぐために作られているものの、今や不要となっている一部のケーブル等を通すための管等により複数の貫通部が存在しており、地下水が貫通部及びその周辺を通過して建屋内に流入しているものと説明を受けています。
- よって、貫通部のある凍土遮水壁に加え、更にその上流又はその内側等において地下水の流入を完全に防ぐ遮水板等の設置又は建屋外壁の止水が必要です。その点については、原子力規制委員会原子力規制庁も技術的には可能であると述べております。
- その際、地下水位が原子炉建屋・タービン建屋内の滞留水の水位よりも下がってはならないため、建屋内の滞留水の一刻も早い除去が必要不可欠です。原子力規制委員会も従前より建屋内の滞留水を可能な限り早期に減らすよう指示を行っているとのことであり、計画の前倒しを図らなければなりません。前倒しを図ることができない理由も分かりません。
- 滞留水の一部には高濃度の α 核種を含むものがあり、その除去については、原子力規制委員会が本年3月4日に改訂し、第79回特定原子力施設監視・評価検討会で示されました『東京電力福島第一原子量発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）』に基づき東京電力が作成し、第80回の同検討会で示されました『福島第一原子力発電所 中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）を踏まえた検討指示事項に対する工程表』に記載されており、 α 核種除去設備の設計を2021年度中に終了し、実際の設置は2021年度中に開始し2023年度以降に完了するものと記載されています。
- α 核種を除去することは現時点でも技術的に可能であり、また、並行して滞留水を汲み上げて別個に保管することも可能であると原子力規制庁から説明を受けています。原子力規制委員会も α 核種を除去する方法について1年以上前から検討するよう指示しているところですが、具体的な方法についての検討・実行の過程が見えてきません。
- α 核種については、漉し取るか移送して別の場所に保管するかの2つの選

択肢に絞られますが、原子力規制委員会としても、工程表の記載に関し、具体的な方法の確立について近々に東京電力に要求する予定と聞いております。

- 海洋放出するか否かの判断は、政府に委ねられています。政府がそれを判断するためには選択肢が示される必要があります。
- 処理水のタンクをこれ以上増やさないことが可能であるにもかかわらず、東京電力の意向として、あえてタンクが満杯になる計画とし海洋放出の選択肢しかないという状況にしているという疑念が生じていると聞いております。
- 各措置について検討の状況と前倒しできていない理由を分かりやすくご説明いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上